

# まちづくり活動の手引き

～地域のまちづくり支援メニュー～



平成20年度版  
(H20.7.1改定)

熊本市

このたび、市民の皆様の地域課題の解決や地域の活性化に向けた「まちづくり活動」を支援するため、熊本市が実施しています支援施策をまとめました。

活動資金の助成や専門家の派遣など、様々な施策があります。ぜひ、ご活用ください。

※この内容は、平成20年6月末現在のものですが、見直しなどにより変わることがあります。

平成20年7月 熊本市地域づくり推進課

## 地域のまちづくり活動を支援します！まちづくり交流室

本年4月より、各総合支所・市民センター等に地域の特性を活かしたまちづくり活動を支援する「まちづくり交流室」が新たにスタートし、少しずつ、地域の方々のご利用が広がっています。

まちづくり交流室では、これまでの公民館の運営を行うとともに、総合支所・市民センター所長たちと協力して、校区自治協議会などの会合に出席したり、防犯、防災、環境、子育てなど地域における様々な問題・課題の解決に市民の皆さんと一緒に取り組んでいます。

また、このような地域のいろいろな取り組みを地域の皆さんへお知らせするため、「交流室・公民館だより」の発行や「情報ボード」の設置、地域活動に関する「相談コーナー」などを設けておりますのでお気軽にお立ち寄りください。

これからは、今回の支援メニューを活用し、様々な機会をとおして地域の自主自立のまちづくりとコミュニティの活性化の推進に努めていきますので、よろしく願いたします。

# 目 次

1 地域活動全般	1
2 都市づくり・景観・公園	5
3 子育て・子ども	6
4 人権・学び・文化・スポーツ	8
5 防犯・防災	12
6 福祉・健康	13
7 環境・緑化	14
8 経済・農業	16
9 地域活動Q & A	17
10 市民センターなどの連絡先	19

# 1 地域活動全般

1	名称・概要	対象・要件	内 容	問合せ先
	<b>●町内自治振興補助金</b> 町内自治会の活動支援のため、運営経費の一部を補助します。	<b>対象</b> 町内自治会	<b>補助内容・補助額</b> 均等割 200世帯まで 年額6万円/年 201-400世帯 年額6万5千円/年 401-800世帯 年額7万円/年 800世帯以上 年額7万5千円/年 世帯割 自治会加入世帯あたり 600円/年	・地域づくり推進課 (Tel 328-2231)
	<b>●校区自治協議会運営補助金</b> 運営を円滑に行なうため、事務等に要する経費の一部を補助します。	<b>対象</b> 校区自治協議会	<b>補助内容・補助額</b> 運営補助金として年額20万円以内 ※詳細は、お問い合わせください。	・地域づくり推進課 (Tel 328-2231) ・各総合支所・市民センター・中央公民館・五福まちづくり交流センター内の各まちづくり交流室 ※各まちづくり交流室の電話番号は、末尾に掲載しています。
	<b>●地域コミュニティづくり支援補助金</b> 校区自治協議会が主体的かつ継続的に行う環境・子育て・防犯防災など地域に身近な課題の解決や地域コミュニティの活性化に向けた取り組みに対し、補助金を交付します。 ※募集については、6月～7月末日	<b>対象</b> 校区自治協議会	<b>補助内容・補助額</b> 20万円以上の事業に対し補助対象事業費の1/2を補助します。ただし、補助金の額は、1事業につき30万円以内。また、補助金総額の合計は300万円以内とし、審査会において決定します。 ※詳細は、お問い合わせください。	・各まちづくり交流室 ※各まちづくり交流室の電話番号は、末尾に掲載しています。 ・地域づくり推進課 (Tel 328-2231)
	<b>●コミュニティ助成事業</b> (財)自治総合センターによる宝くじの受託事業収入を財源とした助成制度を活用して、住民の行なうコミュニティ活動を促進し、その健全な発展を図る事業です。 ※募集については、市政だより・ホームページに掲載します。 通常募集 …翌年度事業の助成について毎年10月ごろ 追加募集 …通常募集の状況により当該年度5月～6月ごろ	<b>対象</b> 町内自治会等の地域的な共同活動を行っている団体、またはその連合体(町内自治会、校区自治協議会、まちづくり委員会など)もしくは自主防災組織等 ※詳細は、お問い合わせください。	<b>助成内容</b> (1)一般コミュニティ助成事業 (助成額:100万円～250万円) コミュニティ活動に直接必要な施設又は設備の整備 (2)緑化推進コミュニティ助成事業 (助成額:50万円～200万円) コミュニティ組織による植樹・植栽又はその維持管理を中心とした緑化推進活動 (3)コミュニティセンター助成事業 (助成額:総事業費の3/5かつ1,500万円以内) 住民の需用の実態に応じた機能を有する多目的な総合施設の建設整備 (4)青少年健全育成助成事業 (助成額:30万円～100万円) 主として小・中学生が参加する以下のソフト事業 ・スポーツ、レクリエーション活動に関する事業 ・文化、学習活動に関する事業 ・その他コミュニティ活動のイベント等に関する事業 (5)自主防災組織育成助成事業 (助成額:30万円～200万円) 災害の被害防止活動及び軽減活動に直接資するものを対象 ※詳細は、お問い合わせください。	・地域づくり推進課 助成事業(1)(2)(3)(4) (Tel 328-2231) ・危機管理防災室 助成事業(5) (Tel 328-2490)
	<b>●地域づくりアドバイザー制度</b> まちづくり活動を推進する団体へアドバイザーを派遣し、地域活動を支援します。	<b>対象</b> 校区自治協議会、まちづくり委員会	<b>派遣内容</b> 専門知識や実務経験を有する専門家を研修会等の講師として派遣(派遣に係る経費は市が負担)	・地域づくり推進課 (Tel 328-2231)

# 1 地域活動全般

	名称・概要	対象・要件	内 容	問合せ先
6	<p>●地域コミュニティセンターの設置</p> <p>各小学校区のまちづくりの拠点施設として整備しています。</p>	<p><b>対象</b> 地域住民により構成される団体等(設置後、地域コミュニティセンター運営委員会が管理運営を行う。)</p>	<p><b>設置要件</b> 「熊本市地域コミュニティセンター設置指針」に基づく。 ※詳細は、お問い合わせください。</p>	<p>・地域づくり推進課 (Tel 328-2231)</p>
7	<p>●指定管理者制度</p> <p>公の施設の管理運営を指定管理者として選定します。</p>	<p><b>対象</b> 地域住民により構成される団体等</p>	<p><b>選定方法</b> 公の施設の管理者を広く民間事業者も含めた団体から、公募を原則として選定 ※公の施設のうち、地域密着施設については非公募とし、地域団体を指定管理者として選定します。 【非公募施設】 地域コミュニティセンター・熊本市老人憩いの家・熊本市共同利用施設託麻東部会館・三山荘・熊本市九州自然歩道利用拠点施設</p>	<p>・行政経営課 (Tel 328-2914)</p>
8	<p>●市民活動支援センター事業</p> <p>市民による様々な公益活動を推進していくための活動拠点として、産業文化会館1階「市民活動支援センター・あいぼーと」を開設しています。</p> <p>※詳しくは、熊本市のホームページをご覧ください。</p>	<p><b>対象</b> 町内自治会等の地縁団体、ボランティア団体、NPO法人等の公益活動を行っている又は予定している団体</p>	<p><b>支援内容</b> ・印刷機の無料使用(紙は持ち込み) ・インターネットに接続されたパソコンの無料使用 ・少人数のための会議・作業用スペースの無料使用 ・ボランティア等に関する相談の受付 ・情報提供・発信 ・その他</p>	<p>・市民協働推進課 (Tel 328-2036) ・産業文化会館1階「市民活動支援センター・あいぼーと」 (Tel 328-2868)</p>
9	<p>●ボランティア活動保険</p> <p>公益性のある活動を継続的に行う場合、「熊本市ボランティア活動保険」に加入することができます。</p> <p>※ 公益性のある活動とは、地域社会活動、社会福祉活動、社会教育活動、青少年育成活動、その他社会奉仕活動などです。</p>	<p><b>対象</b> 町内自治会等の地縁団体、ボランティア団体、NPO法人等の公益活動を行っている又は予定している団体</p>	<p><b>保険内容</b> ①損害賠償責任保険 活動中、過失により他人の身体、財物または保管物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合 ・身体障害 1事故につき最高1億円 ・財物賠償 〃 ・保管物賠償 1事故につき最高500万円 ②傷害保険 活動中、思わぬ事故で指導者や活動者が負傷または死亡した場合 ・死亡 1名につき 500万円 ・後遺障害 障害の程度により1名につき最高500万円 ・入院 180日を限度として 日額3,000円 ・通院 90日を限度として 日額2,000円 ※保険料は市が全額負担します。</p>	<p>・市民協働推進課 (Tel 328-2036)</p>
10	<p>●ボランティア募集情報、助成金情報の提供</p> <p>ボランティアに関する情報や助成金情報を提供します。</p> <p>※詳しくは、熊本市のホームページをご覧ください。</p>	<p><b>対象</b> 町内自治会等の地縁団体、ボランティア団体、NPO法人等の公益活動を行っている又は予定している団体や個人</p>	<p><b>情報内容</b> ・ホームページによる最新のボランティア募集情報、助成金情報の提供 ・「市民活動支援センター・あいぼーと」登録者への、郵便、ファックス、メール等によるボランティア情報や助成金情報の提供</p>	<p>・市民協働推進課 (Tel 328-2036) ・産業文化会館1階「市民活動支援センター・あいぼーと」 (Tel 328-2868)</p>
11	<p>●NPO法人化への支援</p> <p>設立に向けた支援を行います。</p>	<p><b>対象</b> NPO法人設立を目指す団体</p>	<p><b>支援内容</b> NPO法人設立に向けたセミナーの紹介</p>	<p>・市民協働推進課 (Tel 328-2036) ・産業文化会館1階「市民活動支援センター・あいぼーと」 (Tel 328-2868)</p>

# 1 地域活動全般

	名称・概要	対象・要件	内 容	問合せ先
12	<p><b>●市民協働モデル事業</b> 市民活動団体と行政が協定を締結し、事業を実施します。</p> <p>※詳しくは、熊本市のホームページをご覧ください。</p>	<p><b>対象</b> 町内自治会等の地縁団体、ボランティア団体、NPO法人等の公益活動を行っている団体</p>	<p><b>事業内容</b> 市政課題(テーマ)について、市民活動団体から事業の提案を募集</p> <p><b>実績</b> 平成20年度は、5月～6月に企画提案書を募集し2団体と協定締結 市の負担額 1件あたり50万円以内</p> <p>※最も効果的な提案があった団体と、行政が協定を締結し、事業を実施します。</p>	<p>・市民協働推進課 (Tel 328-2036)</p>
13	<p><b>●地域公民館運営補助金</b> 地域公民館の事務費等に要する経費の一部を補助します。</p>	<p><b>対象</b> 地域公民館</p>	<p><b>補助内容・補助額</b> 年額4万～15万円(平均補助額8万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・均等割 1館あたり35千円</li> <li>・施設割 1館あたり20千円</li> </ul> <p>維持管理が地域公民館であるもの、又は賃貸契約が結ばれており公民館活動専用施設であるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校区代表館 10千円</li> <li>・世帯割 1世帯あたり20円</li> <li>・事業割</li> </ul> <p>※これらを基に積算します。詳細はお問い合わせ下さい。</p>	<p>・地域づくり推進課 (Tel 328-2231)</p>
14	<p><b>●地域公民館建設補助金</b> 地域公民館の新築・建替えに要する経費の一部を補助します。</p>	<p><b>対象</b> 地域公民館</p>	<p><b>補助内容・補助額</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設費用を年度あたり3物件まで補助</li> <li>・建設費用の1/2かつ750万円以内</li> <li>・対象事業費400万円以上</li> </ul> <p>※これらを基に積算します。詳細はお問い合わせ下さい。</p>	<p>・地域づくり推進課 (Tel 328-2231)</p>
15	<p><b>●地域公民館営繕補助金</b> 地域公民館の営繕に要する経費の一部を補助します。</p>	<p><b>対象</b> 地域公民館</p>	<p><b>補助内容・補助額</b> 公民館の営繕等費用の補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営繕等費用の60%かつ60万円以内</li> <li>・対象事業費5万円以上</li> </ul>	<p>・地域づくり推進課 (Tel 328-2231)</p>
16	<p><b>●公民館借家料補助金</b> 地域公民館組織の建物の借り上げに対して、支払われる借家料の一部を補助します。</p>	<p><b>対象</b> 地域公民館</p>	<p><b>補助内容・補助額</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・借家料の1/3かつ15万円以内</li> <li>・借家料年額6万円以上が対象</li> </ul>	<p>・地域づくり推進課 (Tel 328-2231)</p>
17	<p><b>●市立公民館の使用料免除</b> 市立公民館の使用料を免除します。</p>	<p><b>対象</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市が共催する行事</li> <li>・社会教育団体</li> <li>・社会体育関係団体</li> <li>・社会福祉関係団体</li> <li>・地域の自治団体</li> <li>・小中学校関係の活動</li> </ul>	<p><b>免除内容</b> ・市立公民館の使用料免除</p> <p><b>申請方法</b> ・使用許可申請の際、申請書に免除願を添付し窓口へ提出</p>	<p>・各市立公民館 ※各公民館の電話番号は、末尾に掲載しています。</p>
18	<p><b>●地域コミュニティセンター使用料減免</b> 地域づくり活動等に使用される場合は、使用料の減免などがあります。</p>	<p><b>対象</b> 各地域コミュニティセンター運営委員会が認めた団体等</p>	<p><b>免除内容</b> 使用料の減免または免除</p> <p>※取り扱いが各地域コミュニティセンター運営委員会によって異なりますのでお問い合わせください。</p>	<p>・地域づくり推進課 (Tel 328-2231)</p>
19	<p><b>●川尻公会堂使用料免除</b> 川尻公会堂の使用料を免除します。</p>	<p><b>対象</b> 町内自治会、校区自治協議会等地域団体 ※詳細はお問い合わせください。</p>	<p><b>免除内容</b> 使用料の免除</p>	<p>・南部市民センター (Tel 358-1205)</p>

# 1 地域活動全般

	名称・概要	対象・要件	内 容	問合せ先
20	<b>●納税貯蓄組合事務費交付金</b> 納税貯蓄組合の事務及び運営費として使用するための事務費を交付します。	<b>対象</b> 納税貯蓄組合 <b>要件</b> 市税の納期内納付率が90%以上であることが要件となります。	<b>補助内容・補助額</b> 事務費の算出基準 ・納税貯蓄組合による納付件数 ・納期内納付率 ・組合員数 ※詳細は、お問い合わせください。	・主税課 (Tel 328-2173)
21	<b>●都市公園内への集会所の設置</b> 都市公園内に地域の集会所の設置を認めます。	<b>対象</b> 町内自治会	<b>内容</b> 町内自治会で建設費を全額負担し、集会所を設置する場合に許可します。 設置の条件として、①都市公園の種類は街区公園・近隣公園であること ②町内に集会所として利用可能な施設がないこと ③集会所と公園内の他の施設の面積が公園の敷地面積の2%を超えないこと ④集会所としての機能が発揮できる規模(概ね50㎡以上)であること、などがあります。 ※詳細はお問合せください。	・公園課 (Tel 328-2523) ・地域づくり推進課 (Tel 328-2231)

## 2 都市づくり・景観・公園

	名称・概要	対象・要件	内 容	問合せ先
1	●まちづくり講座への支援 地区計画など都市計画制度を活用したまちづくりのための支援を行います。	対象 都市計画制度を活用したまちづくりを行う予定の団体	派遣内容 ・担当職員による説明会 ・まちづくりアドバイザーの派遣  ※派遣に係る経費は市が負担します。	・都市計画課 (Tel 328-2502)
2	●まちづくり(景観)アドバイザー派遣制度 景観に関するまちづくり協議会の設立や景観形成に寄与する活動の支援を行います。	対象 地域の住民等からなる団体	派遣内容 団体からの申請により、専門知識と実務経験を有する外部講師の派遣  ※派遣に係る経費は市が負担します。	・開発景観課 (Tel 328-2507)
3	●ふれあい美化ボランティア制度(違法屋外広告物の除却) 市民により構成されたグループ、町内自協力団体として認定された団体(町内自治会、商店街など)の会員が、市の指導のもとで、違反屋外広告物(はり紙など)の簡易除却活動を行います。	対象 市民により構成されたグループ、町内自治会、企業などの団体 要件 協力団体として認定を受けることが必要になります。	支援内容 ・除却協力員証の交付 ・講習会の実施 ・手袋、ゴミ袋など活動に必要な用具の支給・貸与 ・ボランティア保険の加入	・開発景観課 (Tel 328-2507)
4	●ふれあい美化ボランティア制度(道路・河川・公園・樹木・町内区域の美化活動) 道路・河川・公園、樹木、町内区域など身近な公共スペースの美化について市と協定を結び、市がそれを支援する制度です。	対象 市民により構成されたグループ、自治会、企業などの団体	活動内容 一定区間の定期的な活動 ・花壇の手入れ、ごみ拾いなどの清掃美化活動 ・危険箇所・不法投棄の連絡などのパトロールなど  ※希望する場所や区域を申請していただき、市と協議のうえ、決定します。  支援内容 ・清掃用具の提供 ・ボランティア保険の加入 ・ごみの回収など	・市民協働推進課 (Tel 328-2036)
5	●公園愛護会助成金 公園の円滑な維持管理のため、経費の一部を助成します。	対象 公園愛護会	助成額 公園愛護会への助成額 基礎額 5,000円/団体 面積割 5円/m <sup>2</sup> 上限額 25,000円/団体	・公園課 (Tel 328-2523)
6	●公園の利活用に関する許可	対象 町内自治会、校区自治協議会等	内容 地域のコミュニティ、公園愛護会の活性化に寄与する場合は、占用料の減免をし支援する。 (減免基準による)	・公園課 (Tel 328-2523)
7	●公園愛護会支援 公園の円滑な維持管理のため、活動に必要な支援を行います。	対象 公園愛護会	支援内容 ・軍手、ゴミ袋など活動に必要な用具の支給 ・清掃用具用簡易倉庫の設置 ・ボランティア保険の加入	・公園課 (Tel 328-2523)



### 3 子育て・子ども

	名称・概要	対象・要件	内 容	問合せ先
1	<b>●子育て相談・保育支援事業</b> 子育て相談や保育支援を行います。	<b>対象</b> 市民及び地域団体等	<b>支援内容</b> ・地域の子育てサークルへの出前保育 ・保育園開放を通じての子育て相談・保育支援 ・電話による子育て相談(随時対応)  ※申し込みは各保育園で受け付けます。	・保育幼稚園課 (Tel 328-2303)
2	<b>●エンゼル基金</b> 子育て支援や子どもの健全育成活動を自主的に展開している団体等に対して、基金の運用収益を利用し、活動費の助成を行います。	<b>対象</b> 熊本市在住の個人 熊本市内に本拠地又は事務所がある団体	<b>助成内容</b> 子ども・子育て支援の活動を行う個人や団体に対し活動費を助成 <b>助成金の額</b> 初年度 5万円 2年度目 10万円	・子ども政策課 (Tel 328-2158)
3	<b>●出前講座乳幼児ママパパ教室</b> 就学前乳幼児の保護者による団体やグループなどの学習会に講師を派遣します。	<b>対象</b> 幼稚園・保育園の保護者会、育児・子育てサークル等の団体が行う未就学児の保護者10人以上の参加が予定される講座等	<b>講座内容</b> 未就学児の保護者を対象とした子育て等講座への外部講師の派遣	・子育て支援課 (Tel 328-2421)
4	<b>●地域組織活動育成費補助金(母親クラブ)</b> 地域の母親クラブ等、児童の健全な育成に寄与する団体の活動を支援するため、運営経費の一部を補助します。	<b>対象</b> 各児童館ごとに、概ね30人以上で組織される母親クラブ等	<b>助成内容・助成額</b> 母親クラブ等の活動に対し、1組織あたり年額18万9千円	・青少年育成課 (Tel 328-2277)
5	<b>●子育て支援ネットワーク推進事業</b> 地域で行われている子育て支援に関する取り組みを促進するとともに、子育て支援活動の人材育成を図ります。	<b>対象</b> 市民及び子育て支援のために活動する地域団体等	<b>支援内容</b> 保健福祉センターの保健師が中心となって全小学校区での子育て支援ネットワーク育成と活動支援を行う。	・子育て支援課 (Tel 328-2421)
6	<b>●子育て支援ボランティア派遣事業</b> 地域の元保育士や幼稚園教諭などの専門家、子育て支援に関心がある方、子育て経験者などを「子育て支援ボランティア」として養成し、子育てサークルなどに派遣します。	<b>対象</b> ①子育て支援ボランティアセミナー対象者(元保育士・幼稚園教諭・子育て経験者・子育て支援に関心を持っている方など) ②派遣先対象(子育てサークル・子育てはっとステーション「子育て支援センター、児童館、児童室、夢もやい館、子ども文化会館」)	<b>支援内容</b> お母さんの話し相手や親子遊び、絵本の読み聞かせなど	・子育て支援課 (Tel 328-2421)
7	<b>●校区青少年健全育成協議会運営費補助金</b> 地域総ぐるみによる青少年の健全な保護育成を図るため運営経費の一部を補助します。	<b>対象</b> 校区青少年健全育成協議会	<b>補助額</b> 1団体あたり年額6万5千円	・青少年育成課 (Tel 328-2277)
8	<b>●中学生地域交流推進事業助成金</b> 中学生と地域住民との交流を促進するため、ふれあい活動に対して助成します。	<b>対象</b> 校区青少年健全育成協議会、中学生地域交流推進事業実行委員会	<b>助成額</b> 年額12万円以内	・青少年育成課 (Tel 328-2277)

### 3 子育て・子ども

	名称・概要	対象・要件	内 容	問合せ先
9	●冒険遊び場(プレイパーク)事業 遊びを通じて子どもの育成を図るプレイパーク活動を支援します。	対象 校区青少年健全育成協議会、プレイパーク実行委員会	支援内容 ・1回目10万円以内、2～5回目3万円以内(遊び材料・工作道具代等の補助) ・プレイリーダーの養成支援、派遣等	・青少年育成課 (Tel 328-2277)
10	●プレイパーク事業での市有地の使用 当面使用予定のない市有地について、プレイパーク事業への使用が認められます。	対象 校区青少年健全育成協議会、プレイパーク実行委員会	内容 実情に応じて認定	・青少年育成課 (Tel 328-2277)
11	●青少年健全育成懇談会の開催 非行防止や健全育成、子育てやしつけ、家庭の役割など地域住民との懇談会を開催します。	対象 町内自治会、PTA、地域で子どもの非行防止に関心のある団体等	支援内容 ・講師の無料派遣 ・啓発ビデオの上映  ※申込みについては、早めに青少年センターへご連絡ください。	・青少年センター (Tel 372-7867)

## 4 人権・学び・文化・スポーツ

名称・概要	対象・要件	内 容	問合せ先
1 ●人権学習に関する講師の紹介 人権問題に関する講師の紹介をします。	対象 人権問題に関する研修会等を企画している地域団体、職場、行政等	紹介方法 講師登録者数 40名(平成20年度) ※講師一覧より、学習したい分野の講師を選び、その講師と直接打ち合わせをして下さい。 なお、費用が必要な場合は、主催する団体等の負担となります。詳細はお問合せ下さい。 熊本市人権啓発市民協議会ホームページ ( <a href="http://www.k-jnk.org/">http://www.k-jnk.org/</a> )	人権推進総室 (TEL 328-2333)
2 ●地域団体等が開催する人権学習に関する啓発ビデオ及び機器の貸し出し 人権問題に関する研修会を開催する場合のビデオ・紙芝居及びプロジェクターなど機器類の貸し出しを行います。	対象 人権問題に関する研修会等を企画している地域団体・職場・行政等	貸出方法 ・事前に電話等で予約 ・1回につき3巻以内 ・貸出期間は概ね1週間以内 ・費用は無料 貸出物 ・ビデオ(平成20年度リスト196本)*一部DVD ・紙芝居(A1サイズ 4作品・B4サイズ 48作品) ・ビデオデッキ・DVDプレイヤー・プロジェクター ・スクリーン・スピーカー  ※詳細はお問合せ下さい。 熊本市人権啓発市民協議会ホームページ ( <a href="http://www.k-jnk.org/">http://www.k-jnk.org/</a> )	人権推進総室 (TEL 328-2333)
3 ●ふれあい出前講座 行政機関が行っている仕事の中で、「聞きたい知りたい」内容をメニューの中から選んでいただき、担当職員が講師となり地域や学校に出向いて、業務の取り組みや事業・施策などの説明を行います。	対象 ・地域団体等 ・概ね10人以上で構成された団体・グループ	講座内容 市民生活・福祉・健康・環境等の9ジャンル、135の講座メニュー 申込方法 原則として受講希望日の21日前までに規定の申込書を提出(FAX・電話でも受付)	・生涯学習課 (TEL 328-2736)
4 ●出前公民館講座 市立公民館が、地域団体等の活動を支援する事業で、ニーズに沿った講座を支援します。	対象 町内自治会、校区自治協議会、地域公民館、子ども会等の地域団体及び小中学校	支援内容 ・講座の企画への助言等 ・講師謝金等の一部を市で負担 講座内容 手品教室、絵手紙教室、リサイクル教室など 申し込み方法 最寄の市立公民館に申し込んでください。	・各市立公民館  ※各公民館の電話番号は、末尾に掲載しています。
5 ●野外活動等指導者派遣 地域の子ども会等子どもを対象に実施される野外活動等に指導者を派遣し、キャンプやレクリエーションゲームの指導を行います。	対象 熊本市内の青少年で構成する10人以上の団体	支援内容 指導者への謝礼金の一部を市で負担	・青少年育成課 (TEL 328-2277)
6 ●芸術文化出張講座 地域へ直接出向き、音楽や舞踊などの舞台芸術、伝統文化を提供します。	対象 団体・グループ、及び小中学校	講座内容 ①アーティスト派遣事業・・・市民が住む身近な場所を会場に市民自身が企画・運営する事業にアーティストを派遣(アーティスト:アーティスト派遣事業人材リスト登録者) ②市民センターなど身近な施設で直接出向いて実施する事業・・・コンサート等 ③小中学校に出向いて実施する事業・・・コンサート・ワークショップ等 ④アートステージTETORI・・・市庁舎で実施するコンサート	・文化国際課 (TEL 328-2070)

## 4 人権・学び・文化・スポーツ

7	名称・概要	対象・要件	内 容	問合せ先
	<p><b>●郷土文化財保存活動事業費補助</b> 市内の郷土文化財等の保存、顕彰及び公開に努める地域の各種団体の保存活動事業に係る経費の一部を補助します。</p>	<p><b>対象</b> 下記に掲げる要件のいずれにも該当する文化財の保存・顕彰等を行う団体で、市長が適当と認めたもの。 <b>要件</b> ・団体規約を有すること。 ・人事、財政等団体の運営が健全かつ自主的に行われていること。 ・郷土文化財の保存、振興及び顕彰活動の実績を有すること。 ・本市内に事務局が置かれていること。 ・郷土文化財の保存、振興及び顕彰活動に関し、この要綱に基づく補助金以外の補助金を本市から受けていないこと。 ・営利、政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。</p>	<p><b>対象事業内容</b> ・伝統芸能・技術の保存・振興 ・歴史遺産の保存・顕彰・公開及び郷土の先哲の顕彰 ・その他教育委員会が認めるもの</p> <p>※補助率及び補助額等詳細は、お問い合わせください。</p>	<p>・文化財課 (Tel 328-2740)</p>
	<p><b>●文化財保存修理事業費補助</b> 市内に存在する指定文化財の所有者等が実施する文化財の管理・修理・復旧・保存・活用事業の経費の一部を補助します。</p>	<p><b>対象</b> 下記に掲げる要件のうち文化財等の所有者、保持者又は管理者で、補助金の交付の対象となる事業（ただし、国の機関及び地方公共団体は、補助金の交付を受けることができない） <b>要件</b> ・文化財保護法により指定された文化財で、熊本市内に存在するもの。 ・熊本県文化財保護条例により指定された文化財で、熊本市内に存在するもの。 ・熊本市文化財保護条例により指定された文化財</p>	<p><b>事業内容</b> ・国指定文化財の修理、管理、公開その他保存及び活用等に関する事業で、国庫補助金（県補助金）の交付を受けて実施するもの ・県指定文化財の修理、管理等に関する事業で、県補助金の交付を受けて実施するもの ・市指定文化財の修理・管理等に関する事業</p> <p>※補助率及び補助額等の詳細は、お問い合わせください。</p>	<p>・文化財課 (Tel 328-2740)</p>

## 4 人権・学び・文化・スポーツ

名称・概要	対象・要件	内 容	問合せ先
9 ●国際交流員(中国、アメリカ、ドイツ交流員)の派遣 国際交流・国際理解に関する、市民の皆さんのグループなどでの活動に対し、日本語で対応できる国際交流員を派遣します。	<b>対象</b> 小中学校、高校、大学、クラブ活動、家庭教育学級などでの活動のほか、公民館や地域コミュニティセンターなど地域での活動、あるいは職場や国際交流団体などで開催する概ね10人以上の活動(ただし、営利を目的とするもの、政治・宗教に関連するものは対象外)	<b>内容</b> 国際交流員の派遣による出身国の事情や、文化・生活習慣などの講話 ・講話については原則2時間以内 ・派遣時間は月曜日～金曜日の午前10時～午後4時まで  ※派遣に係る経費は市が負担します。	・文化国際課 (Tel 328-2070)
10 ●消防音楽隊派遣事業 地域の防火・防災意識の啓発、救急救助活動の紹介等を目的に消防音楽隊(吹奏楽)を地域の行事等へ派遣します。	<b>対象</b> 地域団体行事、小中学校、各種イベント等	<b>支援内容</b> 消防音楽隊(吹奏楽)の派遣  ※派遣に係る経費は市が負担します。詳細は、お問い合わせください。	・消防局総務課 (Tel 363-7172)
11 ●総合型地域スポーツクラブ育成 生涯スポーツの振興の新たな仕組みとして全市的な展開を進めている総合型地域スポーツクラブの設立・育成を支援します。	<b>対象</b> 総合型地域スポーツクラブ又は設立準備団体	<b>支援内容</b> ・アンケート調査への助言 ・先進地事例などの情報提供 ・夜間開放学校施設の管理委託 ・スポーツ用具の貸出 ・地域スポーツフェスタの委託	・社会体育課 (Tel 328-2724)
12 ●スポーツリーダーバンク制度 スポーツイベント等で指導者の派遣を希望する団体に対し、スポーツリーダーバンク登録者を派遣します。	<b>対象</b> 各種スポーツイベント等で指導者を希望する団体	<b>支援内容</b> 熊本市スポーツリーダーバンクに登録されている種目別リーダー、地域スポーツリーダー、マネジメントリーダーを要望に応じて派遣	・社会体育課 (Tel 328-2724)
13 ●体育協会運営補助金 生涯スポーツの振興・普及を行う各校区体育協会の運営事業に対してスポーツ振興を図るため、運営経費の一部を補助します。	<b>対象</b> 校区体育協会 総合型地域スポーツクラブ	<b>補助内容・補助額</b> 各校区体育協会に対して、事業実績に基づき補助  春季スポーツフェスタへ参加した総合型地域スポーツクラブに対しての参加補助	・社会体育課 (Tel 328-2724)
14 ●スポーツ用具無料貸出し 地域のイベントや子ども会、PTAでの行事などで気軽にスポーツを楽しんでいただくために、スポーツ用具を無料で貸し出しします。	<b>対象</b> 団体、または個人	<b>内容</b> ニュースポーツから一般種目、健康器具など60種目の用具の中で、ご希望の用具を貸し出しいたします。 お申込みは、水前寺競技場へお電話ください。 詳しくは、熊本市のホームページをご覧ください。	・社会体育課 (Tel 328-2724) ・水前寺競技場 (Tel 381-9323)

## 4 人権・学び・文化・スポーツ

	名称・概要	対象・要件	内 容	問合せ先
15	<p><b>●学校施設使用料の減免</b> 生涯スポーツ振興施策の一環として、学校施設使用料を減免します。</p>	<p><b>対象・要件</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校区体育協会が主催する行事(校区体育協会に加盟するスポーツチームの練習等を除く)</li> <li>・校区PTAが主催する行事</li> <li>・校区住民で組織する団体が主催する、社会教育のための活動や地域コミュニティ、まちづくり推進などを目的とした行事</li> <li>・熊本市又は熊本市教育委員会が主催するスポーツ大会に校区代表として出場することが決定している団体の練習(当該大会の10日前を除く)</li> </ul>	<p><b>内容</b></p> <p>下記の学校施設を利用する場合、施設使用料を免除することができます。 ※ただし、照明使用料は減免しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本市立小学校(五福小学校プールを除く)の校庭・教室・体育館・武道場</li> <li>・熊本市立中学校の校庭・教室・体育館・武道場</li> <li>・熊本市立幼稚園の校庭・教室</li> <li>・熊本市立総合ビジネス専門学校の教室・体育館</li> <li>・熊本市立高等学校の校庭・体育館・武道場</li> </ul>	<p>・社会体育課 (Tel. 328-2724)</p>

## 5 防犯・防災

	名称・概要	対象・要件	内 容	問合せ先
1	<b>●熊本市防犯灯補助金</b> 防犯灯に関する電気代等維持管理費の一部を補助します。	<b>対象</b> 町内自治会	<b>補助額</b> 1灯あたり年間2千円  ※防犯灯の設置に関する補助については、各警察署内の防犯協会へご相談ください。	・地域づくり推進課 (Tel. 328-2231)
2	<b>●防犯協会補助金</b> 地域での積極的な防犯活動、防犯意識の啓発・広報活動を行う防犯協会の円滑な運営と、より効果的な事業推進のため、経費の一部を補助します。	<b>対象</b> 校区防犯協会	<b>補助内容・補助額</b> 1団体あたり年額10万円を補助	・生活安全課 (Tel. 328-2259)
3	<b>●犯罪を防ぐ安全安心まちづくり</b> 市民等が犯罪に遭わない・犯罪を発生させないための安全安心まちづくり活動の支援を行います。	<b>対象</b> 地域団体等	<b>支援内容</b> ・情報の提供 ・助言等 ・安全安心パトロールの連携	・生活安全課 (Tel. 328-2259)
4	<b>●消費生活出前講座</b> 悪質商法など消費生活に関することについて公民館、集会所、学校等で講座を開催します。	<b>対象</b> 市内に居住又は市内の学校・職場など概ね10人以上の団体・組織	<b>講座内容</b> 講師の無料派遣による出前講座を実施	・消費者センター (Tel. 353-5757)
5	<b>●消防団運営交付金</b> 消防団の各分団の運営経費の一部を助成します。	<b>対象</b> 消防団各分団	<b>交付額</b> 各分団に対し年間26万円の基礎額に加え、分団の人員に応じて、4万円～9万円を交付	・消防局消防課 (Tel. 372-2770)
6	<b>●熊本市消防団の消防施設営繕補助金</b> 消防団が管理する市所有以外の消防施設の営繕(老朽化した火の見やぐらの撤去費用、消火器収納ボックスの改修等)に係る経費を補助します。	<b>対象</b> 消防団各分団	<b>補助額</b> 営繕等費用の90%かつ10万円以内	・消防局消防課 (Tel. 372-2770)
7	<b>●自主防災クラブによる防災のまちづくり</b> 自主防災クラブの結成準備等の支援、避難誘導場所などの情報提供、防災訓練、防災啓発などの活動に対し、現物支給など必要な支援を行います。	<b>対象</b> 自主防災クラブ	<b>支援内容</b> 防災資機材の支給 1.標準 ・クラブ旗・ヘルメット・腕章・警笛・メガホン 2.選択(世帯数に応じた点数で選択) ・腕章・警笛・メガホン・トランジスタメガホン・ラジオ付ライト・ヘルメット・ロープ・防災シート・担架・消火用バケツ・誘導旗など	・危機管理防災室 (Tel. 328-2490) ・消防局予防課 (Tel. 363-0263)

## 6 福祉・健康

	名称・概要	対象・要件	内 容	問合せ先
1	<b>●民生委員児童委員協議会活動推進費補助金</b> 単位民生児童委員協議会の活動推進のため、定例会・研修会等の開催に係る事務事業に要する経費の一部を補助します。	<b>対象</b> 民生委員・児童委員協議会	<b>補助内容・補助額</b> 事務事業経費として年額13万円以内を補助	・地域保健福祉課 (Tel 328-2297)
2	<b>●単位老人クラブ活動助成金</b> 事業に要する経費の一部を補助します。	<b>対象</b> 単位老人クラブ	<b>助成額</b> 活動助成金 年額4万8千円(4千円×12月) 健康増進助成金 年額5千円	・高齢介護福祉課 (Tel 328-2311)
3	<b>●老人クラブ結成助成補助金</b> 老人クラブを新たに結成する場合に経費の一部を補助します。	<b>対象</b> 単位老人クラブ(新規)	<b>補助内容・補助額</b> 新規に老人クラブ結成時 2万円	・高齢介護福祉課 (Tel 328-2311)
4	<b>●ふれあいアンドヘルプ事業補助</b> 講習会を受講したシルバーヘルパーによる介護手伝い等の地域福祉活動に対し補助します。	<b>対象</b> 地区老人クラブ	<b>補助額</b> 地区老人クラブ連合会に対し、年額10万円を補助  ※元気高齢者による虚弱高齢者の支援、福祉施設への奉仕・慰問、講習会の随時開催等も行っています。	・高齢介護福祉課 (Tel 328-2311)
5	<b>●地域福祉活動</b> 地域における要介護者、障がい者などのための福祉活動に対し、必要な活動支援を行います。	<b>対象</b> 校区社会福祉協議会	<b>支援内容</b> ・地域コーディネーターによる支援(市社会福祉協議会) ・保健福祉センター職員による支援	・市社会福祉協議会 ・保健福祉センター  ※各保健福祉センターの電話番号は、末尾に掲載しています。
6	<b>●健康づくり活動</b> 地域で健康づくり活動を展開する際に、校区担当保健師が必要な支援を行います。	<b>対象</b> 市民及び地域団体等	<b>支援内容</b> ・校区の健康づくりを保健師が支援します。 ・その他、必要な支援	・保健福祉センター  ※各保健福祉センターの電話番号は、末尾に掲載しています。
7	<b>●地域の健康教室・健康相談</b> 健康教室や健康相談を行います。	<b>対象</b> 市民及び地域団体等	<b>支援内容</b> ・地域の子育てサークルや町内会・老人会などへの出前健康教室・健康相談 ・電話による健康相談(随時対応)	・保健福祉センター  ※各保健福祉センターの電話番号は、末尾に掲載しています。



## 7 環境・緑化

1	名称・概要	対象・要件	内 容	問合せ先
	<p><b>●再生資源集団回収助成金事業</b> 回収量に応じて助成金を交付します。</p>	<p><b>対象</b> 町内自治会、子ども会、PTA、婦人会、老人クラブなどの非営利団体 <b>要件</b> 団体の事前登録が必要です。</p>	<p><b>助成内容・助成額</b> ・対象品目 古紙(新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック)、アルミ缶、スチール缶、リターナルびん、古着 ・助成額 古紙1キログラム当たり6円、古紙以外の品目は1キログラム当たり4円 再生資源の引き取りは、市の登録業者へ  ※詳細は、お問い合わせください。</p>	<p>・廃棄物指導課 (Tel 328-2362)</p>
	<p><b>●不法投棄巡視員制度</b> 不法投棄の早期発見及び未然防止のための巡視活動、不法投棄等の異常発見時の対応、軽微な不法投棄物の処理等を行っています。</p>	<p><b>対象</b> 不法投棄多発地域の地域団体、住民等 <b>要件</b> 町内自治会の推薦</p>	<p><b>活動内容・支援内容</b> ・不法投棄巡視員の配置 ・軽微な不法投棄物の撤去等処理作業 ・巡視活動の協力 ・不法投棄防止啓発用看板の配布  ※不法投棄巡視員とは 不法投棄多発地域の小学校区に1名～3名配置(平成19年度は24名)し、年2回の研修会を開催しています。町内自治会長、校区自治会代表者又は総合支所長からの推薦により選定しています。</p>	<p>・廃棄物指導課 (Tel 328-2362)</p>
	<p><b>●減量美化推進員制度</b> ごみ出しルールの徹底や環境美化活動等に取り組む町内自治会から減量美化推進員1名を市で登録し、その活動を支援します。</p>	<p><b>対象</b> 町内自治会</p>	<p><b>支援内容</b> ・清掃用具や腕章の貸与 ・ごみ袋の配付</p>	<p>・廃棄物指導課 (Tel 328-2362)</p>
	<p><b>●環境学習支援</b> 学校や地域で実施される環境学習をサポートします。</p>	<p><b>対象</b> 学校又は概ね10人以上で構成されたグループ、団体等</p>	<p><b>支援内容</b> ・講師やアドバイザーの派遣 ・学習に必要な機材の貸出  <b>学習内容</b> ・紙すき・廃油石けんづくり・水質調査などの体験学習 ・その他、環境全般にわたる講話等</p>	<p>・環境総合研究所 (Tel 379-2511)</p>
	<p><b>●草刈り機の貸出</b> 空き地などの除草のため、草刈り機の貸出を行います。</p>	<p><b>対象</b> 町内自治会等の団体又は個人</p>	<p><b>貸出内容</b> ・貸出条件 熊本市内の雑草の除草に限る ・貸出機械 動力草刈り機(金属式の三枚刃・混合油使用のエンジン)、防護面も同時に貸し出します。 ・貸出日 火曜日(翌木曜日午前中返却)・金曜日(翌月曜日午前中返却) ・貸出台数 1人1台(町内自治会等へは5台まで) ・借用時必要な物 印鑑(初めて借用する方は、免許証などの身分証明が必要)  ※貸出日の前日までに、電話で予約してください。(申し込み多数の場合は先着順)</p>	<p>・環境衛生事業所 (Tel 354-6364)</p>

## 7 環境・緑化

名称・概要	対象・要件	内 容	問合せ先
6 ● <b>節水活動の支援</b> 節水を市民運動として広げるために設置している団体「わくわく節水倶楽部」の加入者に対し、節水行動実践のための支援を行います。	<b>対象</b> わくわく節水倶楽部に登録した団体及び個人 <b>登録要件</b> 熊本市内の団体(地域団体、PTA組織、事業者、行政機関等)又は個人(市内に在住、通勤又は通学)	<b>支援内容</b> ・節水啓発のためのステッカーや節水パンフレットなどの支給 ・会報誌による情報提供 ・その他	・水保全課 (Tel 328-2436)
7 ● <b>ホームページ作成に関する支援</b> くまもと水ブランドホームページ「くまもとウォーターライフ」内に各団体のホームページを掲載することができます。	<b>対象</b> 水に関わる活動(環境・文化・伝統行事など幅広く捉えています。)を行う団体等	<b>支援内容</b> ホームページ・スペースの無償貸与 ※ホームページの作成は、テンプレート入力など簡易な方法で、自身のホームページを開拓することができます。	・水保全課 (Tel 328-2436)
8 ● <b>熊本水遺産</b> 地域の湧水や、水に関係する行事や風習などが、「熊本水遺産」として市の登録を受けることができます。地域の魅力の再発見に役立ちます。	<b>対象</b> 市内の有形無形の水資源(湧水、河川、井戸、風習、行事、食、土木建築物、人物など)	<b>支援内容</b> 熊本水遺産として登録・顕彰 同内容の出前講座を実施 ※有形の水遺産については標柱設置	・水保全課 (Tel 328-2436)
9 ● <b>くまもと「水」検定</b> 熊本の水に関する知識を楽しく身につけることができます。地域の魅力の再発見に役立ちます。	<b>対象</b> どなたでも	<b>支援内容</b> 合格者には合格証が交付されます。 同内容の出前講座を実施	・水保全課 (Tel 328-2436)
10 ● <b>くまもと水守</b> 水に関する地域の保全活動の担い手を「くまもと水守」に登録することができます。 ※H21.3月登録予定	<b>対象</b> 水の保全や魅力発信など、水に関わる活動を行う個人、またこれから活動する意思のある方	<b>支援内容</b> 水守には登録証が交付されます。 水守になると、市内の水関連の活動情報や、他の水守さんの情報を得やすくなります。	・水保全課 (Tel 328-2436)
11 ● <b>花いっぱい作戦</b> 快適な環境づくりの一環として、花苗を配布しています。	<b>対象</b> ・町内自治会等の地域団体 ・ボランティア団体等 ・幼稚園、保育園、福祉施設等	<b>支援内容</b> 街路や公共施設等に花壇やプランターを設置し、花苗を植栽する町内自治会等の団体への花苗の提供 ※町内自治会等を対象に、毎年5月と10月に募集しています。	・緑保全課 (Tel 328-2352)
12 ● <b>緑化市民運動</b> 緑豊かな森の都を再生するため環境緑化推進用の苗木等を配布します。	<b>対象</b> 緑化市民運動を行う町内自治会、団体等	<b>支援内容</b> 公共の用に供される場所への苗木等の植栽 ※詳細はお問い合わせください。	・緑保全課 (Tel 328-2352)
13 ● <b>地域緑化支援事業</b> 緑の募金に協力いただいた町内自治会が行う緑化活動を支援します。	<b>対象</b> 緑の募金に協力いただいた町内自治会	<b>支援内容</b> 緑化用資材等の提供 ※配布時期等、詳細はお問い合わせください。	・緑保全課 (Tel 328-2352)

## 8 経済・農業

名称・概要	対象・要件	内 容	問合せ先
<p>1 ●<b>商店街空き店舗対策事業費補助金</b> 商店街の空き店舗の活用を促進するため、出店等に要する経費の一部を補助します。</p>	<p><b>対象</b> ・近接している小売業又はサービス業の15店舗以上で組織された団体又はその団体の集合体(商店街等) ・将来15店舗以上の店舗が近接することとなることが認められる地域に存する10店舗以上で構成された団体又はその集合体 ・熊本商工会議所、各商工会 ・上記に掲げるもの以外の団体で、特に市長が認めたもの</p>	<p><b>補助内容・補助額</b> ・共同店舗等運営事業 補助率50% 200万円以内  ※対象団体が空き店舗を活用し、商店街への集客又は地域の活性化を図るため、対象団体が実施する共同店舗、コミュニティー施設、チャレンジショップなどの運営を補助します。  ・テナントミックス推進事業 補助率50% 200万円以内  ※対象団体が借り上げた空き店舗へ、対象団体のコンセプトに適合し、商店街に欠けている業種等を誘致・出店するための補助を行うことにより、商店街における業種・業態の適正配置及び新規出店者を支援します。</p>	<p>・商業労政課 (Tel 328-2424)</p>
<p>2 ●<b>観光イベント等開催助成金</b> 熊本市域において開催される観光イベント等に対し、その運営に必要な資金の一部を助成します。</p>	<p><b>対象</b> 国、地方公共団体等が、協賛、後援等を行う観光客の誘致に繋がると考えられるイベント等。既に2年以上継続して実施されているイベント等で今後も継続性が認められるもの。営利目的でないもの。</p>	<p><b>助成内容・助成額</b> 資金の一部を助成</p>	<p>・(財)熊本国際観光コンベンション協会 (Tel 328-2843)</p>
<p>3 ●<b>農地・水・環境保全向上対策事業</b> 農業用施設(農地・用排水路等)の適切な保全管理及び生態系、景観保全活動を実施した場合、地域協議会より交付金が支給されます。</p>	<p><b>対象</b> 農振農用地を含む一定の地域において、市と協定を結んだ農家や町内自治会及び老人会など非農家で構成される活動組織</p>	<p><b>交付内容・交付額</b> 交付額は協定地内の農振農用地面積が対象 10a当たり田4,400円、畑2,800円の交付金を支給 (負担割合…国50%、県25%、市25%) ※活動組織を構成する農業者が環境にやさしい農業に取り組んだ場合、さらに交付金が上乘せられます。詳細は、お問い合わせください。</p>	<p>・耕地課 (Tel 328-2414) ・生産流通課 (Tel 328-2410)</p>

## 9 地域活動Q&A

※地域活動でよくあるご質問についてお答えしたものです。

### 道路

Q 1 道路については、どこに問い合わせすればいい？

- A 国道・県道は熊本県土木事務所（367-1111）、市道は熊本市の管轄の土木センター（末尾参照）へお願いします。  
土木センターは、東部、西部、同河内分室、北部に4カ所の土木センターがあります。道路の維持補修や改良工事や私道の整備補助金の交付などを行っています。カーブミラーやガードレールも同様の管轄です。

### 防犯

Q 2 街路灯・防犯灯の違いは？

- A 街路灯は、夜間等の道路通行に支障のないよう設置されたものです。街路灯は、道路と同じ管轄になっています。  
防犯灯は、防犯目的で設置されたもので、街路灯の設置基準に満たないものなどを町内自治会が設置しています。なお、防犯灯の設置費用については、50%を各地区防犯協会が補助しています。設置費用の補助に関しては各地区の防犯協会（下記参照）へお問い合わせください。  
電気代等の維持管理費の一部は、熊本市地域づくり推進課で補助しています。

#### 【各地区防犯協会の電話番号】

熊本北地区防犯協会 323-0110（内線265）  
熊本南地区防犯協会 326-0110（内線288）  
熊本東地区防犯協会 368-0110（内線264）

### 公園

Q 3 公園についてはどこに聞いたらいい？

- A 公園内の清掃（トイレ含む）について清掃や樹木せん定や補修等は各土木センター（末尾参照）へ、公園愛護会に関することや使用許可、その他全般的なことについては公園課（328-2523）にお問い合わせください。  
ただし、一斉清掃日のごみ回収は市廃棄物指導課（328-2362）へお問い合わせください。

### ごみ

Q 4 ごみカレンダーのことはどこに聞く？

- A 「家庭ごみ・資源収集カレンダー」は、町内自治会を通じて配布されます。転入・転居の際は、市庁舎1階0番窓口、廃棄物指導課（328-2362）、総合支所、市民センターで配布しています。  
内容に関する問い合わせは、廃棄物指導課（同）へお願いします。

## 9 地域活動Q&A

### Q5 ごみ関係の相談はどこ？

- A 大型ごみは、有料で事前申し込みが必要です。大型ごみ受付センター（353-7171）に電話で申し込んでください。  
ごみの分別収集やごみステーション等に関することは、各クリーンセンターの啓発係（末尾参照）へ、廃品回収など資源ごみの回収を行い助成金を希望する場合は廃棄物指導課（328-2362）へお問い合わせください。  
不要家具の提供などリサイクルに関することは、リサイクル情報プラザ（380-2799）までお問い合わせください。

### 子育て

### Q6 子育てに関することは、どこでどういうことをやっているの？

- A 育児相談やふれあいの場として利用できる「子育てほっとステーション」（下記参照）が子育て支援センター等に設置されています。  
子どもの保健・栄養・歯科に関する相談、乳幼児期の育児について勉強する育児学級、幼児虐待等の相談や通報などは、各保健福祉センター（巻末参照）へご連絡ください。  
全般的な子育て支援に関することは、子育て支援課（328-2421）です。

⇒子育てほっとステーションの電話番号

#### ①各子育て支援センター

・総合子育て支援センター（本荘保育園3階）364-0123／小島子育て支援センター（小島保育園内）329-7250／西里子育て支援センター（西里保育園内）245-0062／白山子育て支援センター（白山保育園内）364-4815／池上子育て支援センター（池上保育園内）329-3044／京町台子育て支援センター（京町台保育園内）352-6280／京塚子育て支援センター（京塚保育園内）381-5784／幸田子育て支援センター（幸田保育園内）378-7674／あゆみ子育て支援センター（あゆみ保育園内）339-5673／イルカクラブ（エンゼル保育園内）367-0127

#### ②夢もやい館 338-3210

#### ③児童館児童室

各市民センター内・五福まちづくり交流センター内・天明総合支所内（巻末参照）／西原公園児童館（371-4090）

### 総合

### Q7 どこに問い合わせてよいかわからないことや、休日や夜間の問い合わせは？

- A 熊本市コールセンター「ひごまるコール」は、熊本市のさまざまな制度や手続き、イベント、施設、観光等のお問合せに親切、丁寧にお答えします。お気軽にご利用ください。  
例えば…引っ越すときに必要な手続きは？ 休日に住民票や印鑑証明がとれるところは？ ごみの出し方については？熊本城の開園時間は？熊本市動植物園までの交通手段は？ など。

#### 【連絡先】

電話：334-1500（さあ、みんな知ってるひごまる）

FAX：370-2002

メール：1500@higomaru-call.jp

発行：平成20年7月  
市民生活局 市民生活部 地域づくり推進課  
〒860-8601 熊本市手取本町1番1号  
TEL 096-328-2231  
FAX 096-324-5969  
E-mail [chiikizukuri@city.kumamoto.lg.jp](mailto:chiikizukuri@city.kumamoto.lg.jp)

各施策については、それぞれの所管部署へお問い合わせください